

令和5年度労働報酬下限額

(1) 工事又は製造の請負契約（条例第6条第1項第1号関係）〔単位：円（1時間当たり）〕

No	職 種	労働報酬下限額	No	職 種	労働報酬下限額
1	特殊作業員	2,470	27	普通船員	2,520
2	普通作業員	2,380	28	潜水士	4,180
3	軽作業員	1,580	29	潜水連絡員	—
4	造園工	2,450	30	潜水送気員	3,080
5	法面工	2,940	31	山林砂防工	2,850
6	とび工	2,840	32	軌道工	4,290
7	石工	—	33	型わく工	2,930
8	ブロック工	3,120	34	大工	2,680
9	電工	2,410	35	左官	2,720
10	鉄筋工	2,700	36	配管工	2,410
11	鉄骨工	2,560	37	はつり工	3,080
12	塗装工	2,770	38	防水工	2,770
13	溶接工	3,060	39	板金工	2,670
14	運転手（特殊）	2,530	40	タイル工	2,500
15	運転手（一般）	2,280	41	サッシ工	3,060
16	潜かん工	3,640	42	屋根ふき工	2,930
17	潜かん世話役	4,510	43	内装工	3,110
18	さく岩工	3,030	44	ガラス工	2,840
19	トンネル特殊工	4,330	45	建具工	—
20	トンネル作業員	3,070	46	ダクト工	2,550
21	トンネル世話役	4,600	47	保温工	2,860
22	橋りょう特殊工	3,490	48	建築ブロック工	—
23	橋りょう塗装工	3,420	49	設備機械工	2,810
24	橋りょう世話役	4,260	50	交通誘導警備員 A	1,730
25	土木一般世話役	2,820	51	交通誘導警備員 B	1,390
26	高級船員	3,130			

(注) 石工、潜水連絡員、建具工、建築ブロック工に該当する労働者等については、事前に既存職種の労働報酬下限額で合意を得ること。

(注) この表に掲げる職種に該当する労働者等のうち、見習い、軽作業等を行う者については、1,010円とする。ただし、使用者が当該労働者等の合意を得た場合に限る。

(2) 工事又は製造以外の請負契約及び指定管理協定（条例第6条第1項第2号関係）

労働報酬下限額	1,010円（1時間当たり）
---------	----------------

※なお、上記両契約において、労働報酬下限額が兵庫県最低賃金の時間額を下回った場合は、当該最低賃金額とする。ただし、10円未満の端数がある場合には10円単位に切り上げる。